明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九五）　一
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令（**農林水産・経済産業**二）　二
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**三）　三
〔告　示〕
○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（**厚生労働**二一三）　二
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一〇八二）　三
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針の一部を変更する告示（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　一
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**二）　三
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任、弁理士登録関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○厚生労働省令第九十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務）	（特別教育を必要とする業務）
第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	**第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
四の二　対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務	四の二　対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
五～四十一　（略）	五～四十一　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第二号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項、第七条、第八条、第十二条及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（令和五年政令第三百四十二号）第一条第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令

（合法性の確認の方法）

第一条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による合法性の確認（以下単に「合法性の確認」という。）は、同条第二項に規定する原材料情報（以下単に「原材料情報」という。）に加え、法第四条第二項の情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて行うものとする。

（令第一条第一号の主務省令で定めるもの）

第二条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第一号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項第十一号　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第十四条第一号及び第三号

二　森林法第三十四条第一項第九号　森林法施行規則第六十条第一項第一号、第二号及び第五号から第十号まで

（原材料情報に関する記録の作成方法）

第三条　法第七条第一項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一　書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成すること。

二　事務所、工場、事業場又は倉庫（以下「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して譲受け等をしているため当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、法第六条第一項に規定する収集又は整理をする事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、一括して作成することができる。

三　法第六条第一項各号に規定する木材等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

2　法第六条第二項第一号に規定する樹種の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第六条第二項第一号に規定する地域の記録の作成は、当該地域が我が国のものにあっては国内産である旨を、当該地域が我が国以外の原産国のものにあっては当該原産国が産地である旨を記録すること。ただし、当該地域が国内のものにあっては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名が当該地域である旨を記録することができる。

4　法第六条第二項第二号に掲げる情報の記録の作成は、当該情報のうち合法性の確認に関する部分を記録することにより行うものとする。

（原材料情報に関する記録の保存期間）

第四条　法第七条第一項の主務省令で定める期間は、五年（同項に規定する記録を作成した日から法第八条に規定する譲渡しをするまでの期間が五年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）とする。

（合法性の確認に関する記録の作成方法）

第五条　法第七条第二項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一　書面又は電磁的記録をもって作成すること。

二　事務所等ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して譲受け等を行っているため当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、合法性の確認をする事務所等において当該合法性の確認に関する記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、一括して作成することができる。

三　法第七条第二項に規定する合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

（合法性の確認に関する記録の保存期間）

第六条　法第七条第二項の主務省令で定める期間は、第四条に規定する保存期間の満了する日までとする。

（木材関連事業者による情報の伝達方法）

第七条　法第八条の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　法第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者の使用に係る電子計算機と法第八条に規定する他の木材関連事業者（以下単に「他の木材関連事業者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該他の木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　法第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて他の木材関連事業者の閲覧に供し、当該他の木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに伝達すべき事項を記録したものを交付する方法

三　木材等の包装若しくは送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

2　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、他の木材関連事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（木材関連事業者による伝達事項）

第八条　法第八条に規定する法第七条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報は、同項の規定により作成した記録のうち合法性の確認に用いた情報とする。

（法第十二条の主務省令で定める基準）

第九条　法第十二条の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる木材等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第六条第一項第一号及び第三号に規定する木材等　年間の譲受け等をする木材等の総量が三万立方メートル

二　法第六条第一項第二号に規定する木材等　次に掲げる木材等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ　法第二条第一項に規定する木材　年間の譲受け等をする総量が三万立方メートル

ロ　イの木材以外の木材等　年間の譲受け等をする総量が一万五千トン

（定期の報告）

第十条　法第十二条の規定による報告は、書面又は電磁的記録により、毎年六月末日までに、当該日が属する年度の前年度における法第六条第一項各号に掲げる行為ごとの木材等についてしなければならない。

2　前項の報告は、次の各号に掲げる木材等の区分に応じ、当該各号に定める主務大臣に提出しなければならない。

一　法第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材（第三号の木材等を除く。）　農林水産大臣

二　法第六条第一項第二号に規定する譲受け等に係る木材等（前号及び次号の木材等を除く。）　経済産業大臣

三　法第六条第一項第一号又は第三号及び前号に掲げる行為に係る木材等　農林水産大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省
経済産業省令第三号
国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則及び木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　第一種木材関連事業　法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、法第六条第一項各号に掲げる行為をするものをいう。 （削る） （削る） （削る） 二　第二種木材関連事業　法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。 （家具、紙等の物品） **第二条**　法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。 一　椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 二　木材パルプ 三　コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　第一種木材関連事業　次のイからニまでに掲げる事業をいう。 イ　樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。） ロ　樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。） ハ　樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業 ニ　木材等の輸入をする事業 二　第二種木材関連事業　法第二条第三項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。 （家具、紙等の物品） **第二条**　法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。 一　椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの 二　木材パルプ 三　コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

四　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
五　木質系セメント板
六　サイディングボードのうち、木材を使用したもの
七　戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）
八　前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの
（木材等を利用する事業）
第三条　法第二条第四項第四号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。
一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業
二　木材等（法第二条第一項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
第四条　削除
（木材関連事業者の登録の申請）
第五条　法第十五条の木材関連事業者の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。
（申請書の記載事項等）
第六条　法第十六条第一項第二号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　法第二条第四項各号に掲げる事業（同項第四号の事業にあっては、第三条各号に掲げる事業）のいずれに該当するかの別
三　合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
四　合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類
五　（略）

四　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
五　木質系セメント板
六　サイディングボードのうち、木材を使用したもの
（新設）
七　前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの
（木材等を利用する事業）
第三条　法第二条第三項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業とする。
（新設）
（新設）
（木材関連事業者の判断の基準となるべき事項）
第四条　法第六条第一項第四号の主務省令で定める事項は、木材関連事業者の体制の整備に関する事項とする。
（木材関連事業者の登録の申請）
第五条　法第八条の木材関連事業者の登録（法第十二条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。
（申請書の記載事項等）
第六条　法第九条第一項第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　（略）
二　木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
三　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
四　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
五　（略）

（削る）

２　（略）

（申請書の添付書類）

第七条　法第十六条第二項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項とする。

（削る）

（削る）

２　法第十六条第一項の申請書には、同条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第十八条第一項第二号から第四号までに該当しないことを証する書類

（登録に係る公示事項等）

第八条　法第十七条第二項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（木材関連事業者の登録事項の変更）

第九条　登録木材関連事業者は、法第十六条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。

２　登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があった事項を記載した書類並びに法第十六条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。

３　登録実施機関は、第一項の規定による申請があったときは、法第二十一条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、第一項の変更があった事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

４・５　（略）

（名称の使用）

第十条　法第二十条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二　（略）

２　（略）

（登録の抹消に係る公示事項等）

第十一条　登録実施機関は、法第二十二条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

六　第一種木材関連事業を行う者にあっては、当該第一種木材関連事業に係る第四号の木材等の原材料（第二条第一号に掲げる物品にあってはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあってはその基材の原材料に限る。）となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域

２　（略）

（申請書の添付書類）

第七条　法第九条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項

二　合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備に係る事項

２　法第九条第一項の申請書には、同条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第十一条第一項第二号から第四号までに該当しないことを証する書類

（登録に係る公示事項等）

第八条　法第十条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

２　（略）

（木材関連事業者の登録事項の変更）

第九条　登録木材関連事業者は、法第九条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。

２　登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があった事項を記載した書類並びに法第九条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。

３　登録実施機関は、第一項の規定による申請があったときは、法第十四条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、第一項の変更があった事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

４・５　（略）

（名称の使用）

第十条　法第十三条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二　（略）

２　（略）

（登録の抹消に係る公示事項等）

第十一条　登録実施機関は、法第十五条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

（登録実施機関の登録の申請）

第十二条　法第二十三条の登録実施機関の登録（法第二十六条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であって、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。

一・二　（略）

三　申請者が法第二十四条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

四　申請者が法第二十五条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類

（登録実施機関の登録事項等の変更）

第十三条　登録実施機関は、法第二十五条第二項第二号又は前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　登録実施機関は、法第二十八条又は前項の規定による届出をしようとするときは、同条又は同項の変更があった事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

３　主務大臣は、法第二十八条又は第一項の規定による届出（法第二十五条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該変更があった事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

４　（略）

（登録の更新）

第十四条　法第二十六条第一項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の六月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をしなければならない。

２・３　（略）

（登録実施事務の方法に関する基準）

第十五条　法第二十七条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十五条の木材関連事業者の登録（第九条第三項の変更の登録及び法第十九条第一項の登録の更新を含む。以下この条及び第二十条において単に「登録」という。）をしようとするときは、申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。

二　登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ　申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。

ロ　申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

（登録実施機関の登録の申請）

第十二条　法第十六条の登録実施機関の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であって、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。

一・二　（略）

三　申請者が法第十七条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

四　申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類

（登録実施機関の登録事項等の変更）

第十三条　登録実施機関は、法第十八条第二項第二号又は前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

２　登録実施機関は、法第二十一条又は前項の規定による届出をしようとするときは、同条又は同項の変更があった事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

３　主務大臣は、法第二十一条又は第一項の規定による届出（法第十八条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該変更があった事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

４　（略）

（登録の更新）

第十四条　法第十九条第一項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の六月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をしなければならない。

２・３　（略）

（登録実施事務の方法に関する基準）

第十五条　法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第八条の木材関連事業者の登録（第九条第三項の変更の登録及び法第十二条第一項の登録の更新を含む。以下この条及び第二十条において単に「登録」という。）をしようとするときは、申請者が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。

二　登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ　申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。

ロ　申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

三　前号イの報告又は同号ロの調査の結果、登録木材関連事業者が法第十八条第一項第一号又は第二十一条第一項第二号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を適切かつ確実に講じ、又は第十条の規定を遵守すべきことを請求すること。

四　（略）

（弁明の機会の付与）

第十六条　登録実施機関は、法第二十一条第一項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その一週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（登録実施事務規程）

第十七条　法第二十九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十一　（略）

（登録実施事務の休廃止の届出）

第十八条　登録実施機関は、法第三十条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十九条　法第三十一条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十一条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第二十条　法第三十五条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。

2　法第三十五条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第十六条第一項各号に掲げる事項

二～六　（略）

3　（略）

（登録実施機関の公示）

第二十一条　主務大臣は、登録をしたときには、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　法第二十五条第二項各号に掲げる事項

二　（略）

三　前号イの報告又は同号ロの調査の結果、登録木材関連事業者が法第十一条第一項第一号又は第十四条第一項第二号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じ、又は第十条の規定を遵守すべきことを請求すること。

四　（略）

（弁明の機会の付与）

第十六条　登録実施機関は、法第十四条第一項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その一週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（登録実施事務規程）

第十七条　法第二十二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十一　（略）

（登録実施事務の休廃止の届出）

第十八条　登録実施機関は、法第二十三条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十九条　法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第二十条　法第二十八条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。

2　法第二十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第九条第一項各号に掲げる事項

二～六　（略）

3　（略）

（登録実施機関の公示）

第二十一条　主務大臣は、登録をしたときには、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　法第十八条第二項各号に掲げる事項

二　（略）

（身分証明書の様式）

第二十二条　法第四十条第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記様式によるものとする。

様式（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列七番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限一年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第四十条第一項から第三項までの規定による

立　入　検　査　証

主務大臣

（裏）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律抜粋

第四十条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法性の確認等の実施状況若しくは合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、素材生産販売事業者に対し、第九条の規定による情報の提供の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、素材生産販売事業者の事務所、事業場、若しくは素材の保管場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

３　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第四十条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十七条　第四十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（身分証明書の様式）

第二十二条　法第三十三条第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記様式によるものとする。

様式（第二十二条関係）（日本産業規格Ａ列七番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限一年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十三条第一項及び第二項の規定による

立　入　検　査　証

主務大臣　　印

（裏）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律抜粋

第三十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条　第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条　木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（体制の整備に関する事項） **第二条**　木材関連事業者は、法第十二条第一項第一号の体制の整備として次に掲げる措置を講ずることとする。	（確認に関する事項） **第二条**　木材関連事業者は、取り扱う木材等の原材料（規則第二条第一号に掲げる物品にあってはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあってはその基材の原材料に限る。以下同じ。）となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下

一　合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置すること。

（削る）

二　前号及び次条から第七条までに規定する事項に関する合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針を定めること。

（削る）

（削る）

（削る）

（合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項）

第三条　木材関連事業者は、法第十三条第一項第二号の合法性確認木材等の数量を増加させるための措置として次に掲げるものを講ずることとする。

一　木材等の譲受け又は譲渡しの受託（以下「譲受け等」という。）をする素材生産販売事業者、本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者又は木材関連事業者の選定に当たっては、法第四条第二項の情報、これらの者との木材等の譲受け等の実績、第七条の情報その他の必要な情報を踏まえて選定すること。

二　譲受けした木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報（法第八条の規定により伝達される情報を除く。）が当該譲受けの相手方から伝達されない場合において、法第六条第一項の規定により原材料情報の収集若しくは整理をした木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼すること。

（合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項）

第四条　木材関連事業者は、法第十三条第一項第三号の合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置として次に掲げるものを講ずることとする。

一　合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、当該利用の時以後に前条第一号に規定する選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるよう必要な措置を検討すること。

「合法性の確認」という。）を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

一　第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号イ、ハ又はニに掲げるもの　樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、次に掲げる書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法第四条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。

イ　樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次に掲げる事項を記載した書類

(1)　種類及び原材料となっている樹木の樹種

(2)　原材料となっている樹木が伐採された国又は地域

(3)　重量、面積、体積又は数量

(4)　原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

ロ　イの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

二　第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号ロに掲げるもの　法令等情報その他必要な情報を踏まえ、次に掲げる書類の内容を確認すること。

イ　自ら所有する樹木を材料とする丸太についての前号イ(1)から(3)までに掲げる事項を記載した書類

ロ　イの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

三　第二種木材関連事業　第四条の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること。

（追加的に実施することが必要な措置に関する事項）

第三条　第一種木材関連事業を行う者は、当該第一種木材関連事業において取り扱う木材等について、前条第一号又は第二号の規定による確認では合法性の確認ができない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を実施することとする。

一　合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、前条第一号ロ又は第二号ロに掲げる書類以外のものを収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

二　合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

（木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項）

第四条　木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

一　第一種木材関連事業を行う者にあっては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

二　譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずること。

（削る）

（情報の保存等に関する事項）

第五条　木材関連事業者（第二種木材関連事業を行うものに限る。）は、法第十三条第一項第四号の木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された法第八条に規定する情報の保存について、同条又は次条第一項の規定により伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から五年間（当該記録を作成した日から同項に規定する譲渡しをするまでの期間が五年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）保存することにより行うものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

２　前項の規定による記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一　書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条第二項第二号において同じ。）をもって作成すること。

二　事務所、工場、事業場又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）ごとに作成すること。ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して木材等の譲受けを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受けをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該記録は、一括して作成することができる。

（情報の伝達に関する事項）

第六条　木材関連事業者は、法第十三条第一項第五号の木材等の譲渡しをする場合（法第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への情報の伝達について、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。

２　前項の規定による伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　前項の規定により同項に規定する情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機と当該伝達を受ける同項の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　前項の規定により同項に規定する情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて同項の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二　第二種木材関連事業を行う者にあっては、第二条第三号の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

三　法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

（記録の保存に関する事項）

第五条　木材関連事業者は、第二条各号又は第三条第一号の規定による確認に係る記録について、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び記録を五年間保存することとする。

一　第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号イ、ハ又はニに掲げるもの　第二条第一号ロに掲げる書類並びに同号及び第三条第一号の規定による確認に関する記録

二　第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号ロに掲げるもの　第二条第二号ロに掲げる書類並びに同号及び第三条第一号の規定による確認に関する記録

三　第二種木材関連事業　第二条第三号の規定による確認に関する記録及び第四条の規定により提供を受けた書類

（新設）

（体制の整備）

第六条　木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うこととする。

（新設）

二　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

三　譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

3　前項第一号及び第二号に掲げる方法は、第一項の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

4　木材関連事業者が消費者への譲渡しをする木材等について、第一項に規定する情報を消費者が知ることができるようにする措置としてインターネットを利用して当該情報を公衆の閲覧に供することがとられている場合であって、当該木材関連事業者が、当該情報に係るウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ウェブサイトを閲覧することにより当該情報を知ることができる旨を、第二項各号に掲げる方法により、当該消費者に伝達したときは、当該木材関連事業者は、第一項の規定による伝達をしたものとみなす。（法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項）　（新設）

第七条　法第十五条の木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項として、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することとする。　（新設）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。